

第8期介護保険事業計画 振返り(主な内容)

| 施策No. | 施策名                     | 区分    | 実施内容                                                                                                                                                             | 評価                                                                                                                                                       | 課題及び方向性                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|-------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | 介護予防の意識醸成               | 方針    | ・地域密着型通所介護施設へリハビリ専門職（PT、OT）を派遣し、機能訓練指導員等に対して助言及び指導を行いました。（派遣事業所数：R3年度15事業所、R4年度12事業所）                                                                            | ・リハビリ専門職の指導等により、施設における機能訓練の質が向上し、指導を受けた利用者の機能維持、重度化防止に寄与できたと認識します。                                                                                       | ・介護施設のサービスの質の向上が課題であり、リハビリ専門職の指導により重度化予防に資するサービス充実を図ります。                                                                                                                                                                 |
| 1     | 介護予防の意識醸成               | 方針    | ・市民一人ひとりが健康づくりや生活習慣病予防に取り組めるように、保健事業、介護予防事業において、健康に関する知識の普及啓発を行いました。                                                                                             | ・令和3年度の健康寿命（平均自立期間）は令和2年度に比べ男性は0.2才延び、女性は0.3才縮んでいます。<br>・令和4年度高齢者実態調査では、元気高齢者が介護予防のために気をつけている上位3項目において、令和元年度より取り組み割合が増加していることから、介護予防の意識は徐々に深まっていると認識します。 | ・市民1人ひとりが健康づくりや介護予防に関心を持ち「自らの健康を自らの力で守り管理すること」に取り組むことが課題であり、それにより健康寿命の延伸につながることから、保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを継続します。                                                                                                            |
| 1     | 介護予防の意識醸成               | 方針    | ・新たに65歳を迎え第1号被保険者となる方を対象に、介護保険制度の説明や介護予防の啓発を目的として、毎月、介護保険制度及び健康セミナーを開催しました。（参加人数：R3年度161人、R4年度170人）                                                              | ・毎月一定数（10～30人）の高齢者に対して啓発することにより、介護予防の意識が深まっていると認識します。                                                                                                    | ・介護予防への意識付けが重要な課題と捉え、介護保険制度や介護予防の理解を深める取組として、介護保険制度及び健康セミナーを今後も継続します。                                                                                                                                                    |
| 1     | 介護予防の意識醸成               | 重点・新規 | ・「フレイル」という言葉の理解や「フレイル予防」の実践につなげるために、高齢者の「通いの場」等を活用し、専門職（保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等）による健康指導や相談を実施しました。（実施件数：R4年度153件）                                                 | ・令和4年度高齢者実態調査では「フレイル」に対する認知度は49.5%で、令和元年度の23.2%より上昇していることから、「フレイル予防」を実践している高齢者が増加していると認識します。                                                             | ・高齢者実態調査によると、高齢者の運動・転倒及び口腔のリスクが3年前に比べ高率であることから、 <b><u>フレイル予防の実践の定着が課題です。</u></b><br><b><u>「通いの場」を活用し、高齢者の日常生活にフレイル予防が定着する効果的な内容を検討します。</u></b>                                                                           |
| 1     | 介護予防の意識醸成               | 重点・新規 | ・75歳未満の方に特定健診、75歳以上の方に後期高齢者健診の受診勧奨を行いました。<br>・後期高齢者健診結果に基づく生活習慣病ハイリスク者に対して、年間を通じて専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士）による個別保健指導を実施しました。（実施件数：R4年度107件）                            | ・令和4年度の特定健診受診率42.1%で年々上昇しています。<br>・令和4年度の後期高齢者健診の受診率は6.2%と低率ですが、受診者は増加しています。<br>・ハイリスク者への個別保健指導実施数は令和4年度は前年度の1.7倍となりました。                                 | ・後期高齢者健診対象者の約8割が内科治療をしており、それを理由に健診を受けない方が多いことが課題です。健診の必要性について周知を強化することや健診結果から把握した生活習慣病ハイリスク者へ継続受診を促すことを、後期高齢者健診受診率の向上に繋げます。                                                                                              |
| 1     | 介護予防の意識醸成               | 重点・新規 | ・令和5年度にアナログ式の「高齢者健康ポイント事業」を開始しました。高齢者が「通いの場」に出向く契機となり、フレイル予防の意識醸成につながることを目指し、ふれあいサロン、通所型サービスB事業、シニアクラブ活動の参加者と運営スタッフをポイント付与の対象としました。（R5. 8. 17現在 参加125団体 2,576人）  | ・「ポイントが貯まり賞品を受け取ることが楽しみである」との感想や、ふれあいサロンの新規参加者の事例も報告されており、事業に対する関心が高いと受け止めています。                                                                          | ・ <b><u>健康ポイント事業について、高齢者や地域の関心は高く社会的フレイル予防としての効果が見られます。住民主体の「通いの場」において、それぞれが取り組むフレイル予防の内容の充実が課題です。高齢者が取り組みやすく、効果的な内容について啓発をします。</u></b>                                                                                  |
| 2     | 利用者の状態にあった効果的な介護予防事業の推進 | 方針    | ・サービス利用希望者の新規相談時に、適切なサービス利用につなげることを目的として、長寿支援課の理学療法士が地域包括支援センター職員と同行訪問を行いました。（訪問件数：R3年度174件、R4年度160件）<br>・今期から福祉用具利用や住宅改修についても同行訪問を開始しました。（訪問件数：R3年度27件、R4年度54件） | ・初回相談の同行訪問と共に福祉用具利用や住宅改修の方の同行訪問回数が増加し、多くの利用者に対して必要なサービスが提案できました。                                                                                         | ・利用者が自分の状態にあった適切なサービスを利用することが課題であり、一定の効果を上げている理学療法士と地域包括支援センターの同行訪問を今後も継続します。                                                                                                                                            |
| 2     | 利用者の状態にあった効果的な介護予防事業の推進 | 方針    | ・初期相談は、長寿支援課基幹包括支援センター係及び地域包括支援センターがそれぞれ対応し、必要に応じセンター間の連携で行いました。（基幹包括支援センター係相談対応件数：R3年度685件、R4年度783件）                                                            | ・初期相談数は増加しています。関係課機関と連携し、利用希望者にとって適切な介護予防事業や介護保険サービス利用等につなぐことができました。                                                                                     | ・利用者が適切な時期に適切なサービスを利用することが課題です。地域包括支援センターや基幹包括支援センター係は初期相談として利用者の生活状態や意向を踏まえた対応を引き続き行います。                                                                                                                                |
| 2     | 利用者の状態にあった効果的な介護予防事業の推進 | 重点・新規 | ・令和2年度に下久堅地区をモデル地区として、生活支援コーディネーターを配置して開始した、高齢者の「通いの場」の集約と再構築、フレイル予防の意識醸成に引き続き取り組みました。<br>・令和5年度に座光寺地区における、同様の取り組みについて検討を開始しました。                                 | ・高齢者の「通いの場」について、地域や関係機関等と連携して、様々な住民主体の「通いの場」を集約し、地域の社会資源として情報提供をすることができました。<br>・高齢者が安心して暮らすことができるよう、地区の課題について検討しました。                                     | ・高齢者の「通いの場」について、コロナ禍の活動自粛を経て活動休止する会場が増えており、高齢者の社会参加の機会が減少していることが課題です。高齢者の孤立防止、フレイル予防等介護予防施策において重要な役割を担っていることから、高齢者が通いやすい「通いの場」の確保を地域住民とともに検討します。                                                                         |
| 3     | 地域の実情にあったサービスの充実        | 方針    | ・長野県の市町村伴走型支援事業として、事業所等と協働で、介護予防サービス現状や課題について検討を開始しました。                                                                                                          | ・介護予防事業の今後の方向性について、事業を実施する介護保険事業所等と共有する機会を持つことができました。                                                                                                    | ・要支援者の1年後の認定状況において重症化率が高いことが課題であり、サービス提供事業者と連携し通所型サービスの内容を検討することにより重度化防止に取り組みます。                                                                                                                                         |
| 3     | 地域の実情にあったサービスの充実        | 方針    | ・多様な主体のサービスの充実として、令和3年度から、介護保険サービス以外の要支援認定者及び事業対象者に対する訪問サービスB事業に対する補助金交付を行いました。（実施件数：R3年度4件、R4年度2件）                                                              | ・訪問型サービスB事業は利用者が少ない状況で、補助制度が有効活用されていないと受け止めます。                                                                                                           | ・訪問型サービスB事業は、高齢者のニーズはあるが利用しにくいことが実績が伸びない課題と捉えており、日常生活支援事業に振り替えることで当該事業を終了します。                                                                                                                                            |
| 3     | 地域の実情にあったサービスの充実        | 方針    | ・介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化について、特に住民主体の通所型サービスB事業等で、受け入れが可能かどうかの聞き取り調査等を行いました。                                                                                      | ・調査の結果、通所型サービスB事業では重度対象者の安全確保が難しいため、現状での受け入れは困難と結論づけました。                                                                                                 | ・通所型サービスB事業は、運営サポーターの担い手不足が課題であり、サポーター増員のために養成講座やフォロー講座を継続し、将来的に弾力的に対応できる体制を目指します。                                                                                                                                       |
| 3     | 地域の実情にあったサービスの充実        | 重点・新規 | ・令和2年度に開始した通所型サービスC事業は、会場数等を増やし5会場、10期間まで拡大しました。（利用者数・卒業者率：R3年度43名・81%、R4年度45名・71%）<br>・地理的及び身体的な理由により通所が困難な方に対して、訪問型サービスC事業を開始しました（訪問件数：R4年度8件）                 | ・通所型サービスC事業を利用された方の7割以上の身体機能が改善し、介護保険サービスから卒業することができました。                                                                                                 | ・通所型サービスC事業は高齢者の生活機能の改善に有効ですが、定員に満たないことがあり利用者の確保が課題です。利用しやすい内容や周知方法を検討し、利用者の確保に取り組みます。                                                                                                                                   |
| 4     | 多様な人材の確保                | 方針    | ・介護職員初認者研修支援補助金を継続しました。（補助件数：R3年度6件、R4年度14件）<br>・令和4年度から、研修の補助対象を認知症介護実践者等養成事業まで拡充しました。（補助件数：R4年度5件）<br>・広域連合と合同で「介護のしごと相談会」を開催したほか、介護人材の確保につながる機会を計画しました。       | ・研修支援補助金や相談会により、介護職員の就労や職場の定着に寄与することができました。                                                                                                              | ・介護職員が職場へ定着しない理由には、賃金や勤務条件等の課題があります。職場定着へ寄与するために市の費用助成を継続するとともに、 <b><u>併せて長野県や広域連合等の助成制度についても周知します。</u></b><br>・介護の有資格者だけの人材確保では、職場人員を充足できない課題があります。広域連合等と合同で、引き続き、 <b><u>介護の資格や経験のない人材を含めた介護人材の確保につながる機会を計画します。</u></b> |
| 4     | 多様な人材の確保                | 方針    | ・次期介護保険事業計画の策定に向け、介護保険事業所に対し、利用状況や介護人材等に関するアンケート調査を実施しました。                                                                                                       | ・介護保険事業所の現状を把握する統計資料となり、特に人材不足が顕著であることを再認識しました。                                                                                                          | ・介護人材不足解決には様々な課題が考えられます。その要因や打開策を事業所から収集した <b><u>統計資料に基づき、特に介護人材の確保に向け、既存の取り組みの継続を含め有効な取り組みを検討します。</u></b>                                                                                                               |



第8期介護保険事業計画 振返り(主な内容)

| 施策No. | 施策名                       | 区分    | 実施内容                                                                                                                                                                                              | 評価                                                                                                                                                                                    | 課題及び方向性                                                                                                                                                                                           |
|-------|---------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5     | 地域包括ケアシステムの強化、多職種連携の構築    | 方針    | ・地域包括ケアシステムの構築を目指す手法の1つとして多職種が連携して地域ケア会議を行いました。<br>・令和4年度は介護予防のための地域ケア個別会議を6回、日常生活圏域単位の地域ケア推進会議を22回、個別ケア会議を14回実施しました。<br>・広域連合が主催する南信州地域合同カンファレンスにも地域包括センターをはじめ福祉や医療にかかわる多職種が出席しました。（参加回数：R4年度4回） | ・介護予防のための地域ケア個別会議では、個別の課題を多様な視点から検討する中で、地域課題の共有や社会資源の把握、多職種間のネットワーク構築を図ることができました。<br>・南信州地域合同カンファレンスへ参加し、他町村の関係者と個別の課題検討を行うとともに、広域的に取り組む課題について共有し、地域共生社会に向けた地域づくりについて共通認識を持つことができました。 | ・介護予防のための地域ケア個別会議は自主参加であり、職種によって参加がないことが課題です。地域包括ケアシステムの強化には、多職種が連携して高齢者を地域で支える体制が必要であり、医療・介護の関係職種に会議を広く周知し参加を促します。<br>・個別ケース検討から地域課題の把握ができるように専門職から意見を求めます。                                      |
| 5     | 地域包括ケアシステムの強化、多職種連携の構築    | 方針    | ・高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの認知度を高めるために、訪問や健康学習等の機会において周知に努めました。<br>（市民の意識に関する基礎世論調査 地域包括支援センターを知っていると回答した割合：R3年度40.3％ R4年度42.0％）                                                                    | ・基礎世論調査によると、地域包括支援センターの認知度は徐々に高まっており、様々な取り組みの効果が現れているものと認識します。                                                                                                                        | ・地域包括支援センターの認知度が低いことが課題であり、さらに性別、年代、地区において認知度に偏りがあるので、それぞれに応じた周知方法を検討しながら、引き続き啓発に努めます。                                                                                                            |
| 5     | 地域包括ケアシステムの強化、多職種連携の構築    | 方針    | ・今計画期間中に地域包括支援センターを1か所増設し、市内7つ日常生活圏域に対して、6か所のセンターを設置することができました。                                                                                                                                   | ・地域包括支援センターの増設により、高齢者やその家族にとって、より身近な総合相談窓口となりました。                                                                                                                                     | ・センターは高齢者の総合相談窓口として、また地域包括ケアシステムの中心的な機関であることから、日常生活圏域に1か所の設置が課題であり、 <b>第9期計画中に7か所目を開設しすべての圏域に対して設置を完了します。</b>                                                                                     |
| 6     | 高齢者の生きがいきづくり、社会参加の促進の意識醸成 | 方針    | ・シルバー人材センターに対し、会員が所在する町村と共同して補助金を交付しました。（市町村負担金計：R3年度16,500千円、R4年度16,500千円）                                                                                                                       | ・センターを運営支援し、高齢者の豊かな知識、経験、技能などの能力が活用できる就労の場の確保につなげました。                                                                                                                                 | ・高齢者が今まで培った知識、技能などを活用し活躍できる場の確保が課題です。高齢者の生きがいきづくりの支援として補助金交付を継続実施します。                                                                                                                             |
| 7     | 高齢者の権利擁護・虐待防止             | 方針    | ・飯田下伊那地域の14市町村が定住自立圏の枠組みの中で設置された、いいだ成年後見支援センターを飯田市社協に運営を委託しました。<br>・センターでは、後見制度の利用に関する相談対応、制度に繋げるための支援、制度利用の啓発及び周知、法人後見の受任などを行いました。（相談件数：R3年度1,622件、R4年度1,513件）                                   | ・制度利用を求める方に対して、必要とされる対応ができたと認識します。                                                                                                                                                    | ・権利擁護が必要な高齢者が成年後見制度を十分に利用できていない現状を課題と捉えます。制度利用が必要な方に対して制度の周知や理解促進を行い、早期発見、早期支援につなげる体制が重要であり、いいだ成年後見支援センターの運営を継続します。<br>・対応件数の増加に伴い、今後支援者の確保が課題となると見込まれます。高齢者がいつでも必要な支援を受けられるよう市民後見人の育成等の対応を検討します。 |
| 7     | 高齢者の権利擁護・虐待防止             | 方針    | ・高齢者虐待や消費者被害等から高齢者を守り、高齢者が安心して生活できるよう取り組みました。（相談通報件数：R3年度23件、R4年度25件）                                                                                                                             | ・地域包括支援センター職員が、高齢者宅訪問の際や毎月の民児協定例会で、消費者被害の啓発を行いました。<br>・虐待の早期発見や即座対応に向けて関係機関と密接に連携しました。                                                                                                | ・高齢者虐待、消費者被害に対する支援体制の充実が課題です。防止対策や早期発見等について関係機関と連携して取り組みます。                                                                                                                                       |
| 8     | 認知症の方と共生できる体制づくり          | 方針    | ・認知症サポーター養成講座と認知症講演会を開催しました。<br>（養成講座実施回数、参加者数：R2年度4回148人、R3年度12回185人、R4年度7回173人）<br>（講演会参加者数：R2年度開催なし、R3年度38人、R4年度14人）                                                                           | ・認知症に関する正しい知識の普及と認知症への理解を深めることにつながったと認識します。                                                                                                                                           | ・認知症の高齢者は今後も増加が見込まれるため、地域における支援体制の強化が課題となります。認知症を理解し適切に対応できる市民を増やすために、認知症の正しい知識の普及啓発にさらに取り組みます。                                                                                                   |
| 8     | 認知症の方と共生できる体制づくり          | 方針    | ・令和4年度に軽度認知障害（MCI）の啓発用リーフレットを作成し、令和5年度の「介護保険制度及び健康セミナー」にて啓発を開始しました。                                                                                                                               | ・リーフレットによる啓発が、認知症が進行する前に相談や受診することの重要性の理解につながっていると認識します。                                                                                                                               | ・軽度認知障害（MCI）の認知度が低いことが課題です。MCIの段階での対応が認知症重度化防止として重要であること等について、リーフレットを活用し啓発を推進します。                                                                                                                 |
| 8     | 認知症の方と共生できる体制づくり          | 重点・新規 | ・日常生活圏域7圏域に1名ずつ認知症地域支援推進員を配置しました。<br>・長寿支援課と地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員が同じ研修で知識を共有し、理解を深めました。                                                                                                      | ・各推進員が知識と理解を共有し深めることにより、共通意識を持って活動に取り組む意識づけにつながりました。                                                                                                                                  | ・地域包括支援センター職員が兼ねる認知症地域支援推進員はその機能を十分果たせていないことが課題です。推進員が果たすべき役割やその手法について研修を重ね、認知症本人とその家族に対する支援体制の充実を図ります。                                                                                           |
| 8     | 認知症の方と共生できる体制づくり          | 重点・新規 | ・若年性認知症について、認知症疾患医療センターや家族からの相談対応及び介護申請情報等から実態把握を行いました。<br>・必要に応じて若年性認知症コーディネーターと連携して、認知症カフェや就労支援窓口の紹介を行いました。<br>（若年性認知症相談実・延件数：R2年度10人、25回 R3年度13人、21回 R4年度7人、24回）                               | ・若年性認知症の症状や状況は個人差が大きくニーズが異なるため、ケースに合わせ多様かつ柔軟な相談対応を行うことができました。                                                                                                                         | ・若年性認知症の方は認知症高齢者とは異なる問題を抱えており、若年性認知症本人と家族のニーズに合ったサービスや支援制度が整っていない課題があります。個々の状況に応じて、現行制度の中で可能な支援を関係機関と連携して検討します。                                                                                   |
| 9     | 災害や感染症対策に係る体制整備           | 方針    | ・事業者が行う業務継続計画（BCP）の策定の支援に関する研修会を開催しました。<br>・社会福祉施設に対し、コロナ禍における感染対策費用支出への支援、物価高騰に対する支援として、補助金を交付しました。（補助金等交付法人数：感染対策72法人、物価高騰105法人）<br>・感染対策に必要な衛生資機材等を配付しました。（衛生資機材等配付数：約70,000個）                 | ・事業者への補助金の交付により、コロナ禍における感染対策費用の支出や物価高騰による経営面での負担が一定程度軽減され、経営の安定化と、安全、安心で安定的なサービス提供体制の維持に寄与することができたと認識します。                                                                             | ・新型コロナウイルスが感染症法上の5類へ移行されましたが、その脅威が介護サービスに与える影響は、依然として継続すると予想します。また、自然災害についても、近年の発生状況から同様のことが言えます。<br>・災害や感染症発生時においても介護サービスが継続できる体制の確保が、引き続きの課題であり、そのための整備が重要です。                                   |
| 9     | 災害や感染症対策に係る体制整備           | 重点・新規 | ・県や保健所等からの感染症に関する情報を事業者提供し、また、事業者から受信した感染症発生状況を保健所に報告するなど、感染対策の啓発と情報連携に努めました。<br>・医師会、保健所、市が連携して、コロナウイルス感染症のクラスターが発生した施設における対策会議を開催しました。                                                          | ・保健所等と情報共有を行うことで、事業者が必要とする支援を早期に行うことができ、利用者がサービスを受けられる体制の維持、また早期の再開に対し効果があったと認識します。                                                                                                   | ・自然災害や感染症発生時においても利用者がサービスを受けられる体制の維持が課題と捉えます。今後も、県、保健福祉事務所等の関係機関と情報共有や連携を行い、支援を継続する必要があります。                                                                                                       |